

(1) 所得税の軽減

● 内容 障害者控除

① 障害が特別障害のときは、40 万円の所得控除です。

「特別障害」は、次のとおりです。

- ・ 障害の程度が、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ・ 戦傷病者手帳に特別項症から第 3 項症までとされている方
- ・ 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けた方
- ・ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方

② 特別障害以外の障害であるときは、27 万円です。

③ 特別障害者が同居であるときは、75 万円です。

● 対象

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 戦傷病者手帳をお持ちの方
- ⑤ 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方

● 問い合わせ

東京国税局電話相談センター

税務署の代表電話から音声案内で 1 番を選択

聴覚障害者用ファクシミリ

FAX (3294) 4300 (税務相談専用)

聴覚障害者等専用電子メール相談窓口ウェブサイト

https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/input_form.html

京橋税務署

〒104-8557 中央区新富 2-6-1

電話 (4434) 0011

日本橋税務署

〒103-8551 中央区日本橋堀留町 2-6-9

電話 (3663) 8451



二次元コード

(2) 住民税の軽減

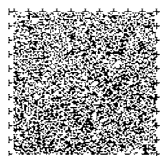
● 内容 障害者控除

① 納税義務者の場合

- ・ 普通障害 26 万円
- ・ 特別障害 30 万円

② 扶養親族または同一生計配偶者の場合

- ・ 普通障害 26 万円



- ・特別障害 30万円
- ・納税義務者または納税義務者と生計を一つにしている
親族と同居している特別障害者 53万円

● **対象**

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④戦傷病者手帳をお持ちの方
- ⑤原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する方

● **申請方法**

住民税の申告をするときにマイナンバーを証明する書類および手帳の写しまたは証明書が必要です。

● **問い合わせ**

税務課 課税係
電話 (3546) 5270 ~ 5275 FAX (5565) 3957

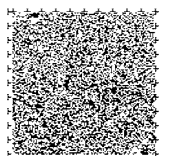
(3) **軽自動車税 (種別割) の減免**

● **内容** 心身に障害のある方のために使用する車両について、税金の減免を受けることができます。

● **障害の範囲**

障害の区分		障害の等級	
身体障害	上肢機能障害	1級・2級	
	下肢機能障害	1級～6級	
	体幹機能障害	1級～3級・5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級・2級
		移動機能障害	1級～6級
	視覚障害	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸および小腸の機能障害	1級・3級・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	
	音声機能または言語機能の障害	3級（こう頭摘出にかかるものに限ります）	
	肝臓機能障害	1級～4級	
知的障害	1度～3度（愛の手帳の場合） A（重度）（療育手帳の場合）		
精神障害	1級（精神通院医療にかかる自立支援医療受給者に限ります）		

※この表にない障害でも、戦傷病者手帳の障害など、対象となる場合があります。



●**対象車両**

- ①身体障害のある方または生計を同じくする方が所有する軽自動車や原動機付自転車などで、その身体障害のある方が運転する車両
 - ②心身障害のある方または生計を同じくする方が所有する軽自動車や原動機付自転車などで、その障害のある方のために、生計を同じくする方が運転する車両
 - ③心身障害のある方または生計を同じくする方が所有する軽自動車や原動機付自転車などで、その障害のある方（障害のある方のみで構成される世帯の方に限ります）のために、常時介護している方が運転する車両（減免は、自動車および軽自動車などを含め、1台に限ります）
- ※生計を同じくする方は、親族に限りません。東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を所持している方も該当します。
- ※車両の構造が主として心身障害のある方の利用に供するためのものである軽自動車なども、減免対象です（この車両の構造による減免に限り、「障害の範囲」に限定はありません）。

●**申請方法**

納期限（5月31日）までに次の書類を持参の上、申請書を提出してください。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳
- ②運転免許証
- ③納税通知書
- ④納税義務者の方のマイナンバーを証明する書類

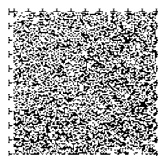
※車両の構造による減免を申請される方は、①および②の提出が不要です。③および④の書類のほか、車両の構造がわかる書類（車検証の写しなど）を提出してください。

問い合わせ	税務課 管理係 電話 (3546) 5267 FAX (5565) 3957
-------	---

(4) 自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の減免

●**内容** 心身に障害のある方のために使用する車両について、次の上限額の範囲内で、税金の減免を受けることができます。

- (減免の上限額) ①自動車税（種別割）：年税額 45,000 円
（新規登録の場合、年税額 45,000 円に対応する月割税額）
- ②自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）：課税標準額 300 万円相当分に税率を乗じて得た値

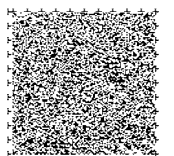


障害の区分		障害の等級	
身体障害	上肢機能障害	1級・2級	
	下肢機能障害	1級～6級	
	体幹機能障害	1級～3級・5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級・2級
		移動機能障害	1級～6級
	視覚障害	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸および小腸の機能障害	1級・3級・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
	音声機能または言語機能の障害	3級（こう頭摘出にかかるものに限ります）	
	肝臓機能障害	1級～4級	
	知的障害		1度～3度（愛の手帳の場合）
精神障害		1級（精神通院医療にかかる自立支援医療受給者に限ります）	

※戦傷病者手帳の障害の程度については、下記の東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。

- **対象車両**
- ①心身に障害のある方が所有する普通自動車や軽自動車
 - ②心身に障害のある方と生計を同じくする方が所有する普通自動車や軽自動車などで、その障害のある方の通院・通学などのために運転する車両
- ※いずれも個人名義の自家用車両に限ります。

- **申請方法**
- ・ **既に自動車を所有している場合（自動車税（種別割））**
納期限（5月31日）までに、必要書類を持参のうえ、下記の間合せ先のいずれかへ申請書を提出してください。
 - ・ **新たに自動車を取得した場合（自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割））**
車両の登録の日から1カ月以内に、必要書類を持参の上、下記の間合せ先のいずれかへ申請書を提出してください。
- （必要書類（共通））**
- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳（複数の手帳をお持ちの方は、全ての手帳（原本））
 - ②運転する方の運転免許証またはその写し（表裏両面）
 - ③所有者の方の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票など）
 - ④生計を同じくする方が障害のある方の住所地近隣（2km以内）にお住まいの親族の場合は、「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本など）
 - ⑤生計を同じくする方が障害のあるの方の住所地近隣（2km以内）にお住まいの東京都パートナーシップ宣誓制度または地方公共団体の同等の制度により証明を受けたパートナーシップ関係の相手の方の場合は、「パートナーシップ関係にあること」が確認できる



書類（東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書など
※スマートフォンなどでの画面提示だけでなく、紙の証明書をご提出ください。）

<small>といあ</small> 問合わせ	都税総合事務センター 〒176-8517 練馬区豊玉北 6-13-10 4階 電話 (3525) 4066 (東京都自動車税コールセンター) 品川自動車税事務所 〒140-0011 品川区東大井 1-12-18 電話 (3471) 6670 中央都税事務所 〒104-8558 新富 2-6-1 電話 (3553) 2157 FAX (3297) 0747
-----------------------------------	--

(5) こじんじぎょうぜい げんめん 個人事業税の減免

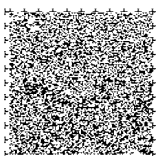
- **内容** 対象の①②の方は、**重度の障害**がある**特別障害者**の場合は1人につき10,000円、それ以外の方は1人につき5,000円の**税額**が**減免**になります。納期限までに中央都税事務所に申請してください。
- **対象**
 - ①前年中の合計所得金額※が、370万円以下で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方
 - ②前年中の合計所得金額※が、370万円以下で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方を所得税法上の扶養親族等としている方
 - ③両眼の矯正視力が0.06以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧などの医業に類する事業を営んでいる方は課税されません。

※合計所得金額とは、事業・不動産所得の他に給与・雑・分離所得など各種所得金額の合計金額（青色申告特別控除前）をいいます。

<small>といあ</small> 問合わせ	中央都税事務所 個人事業税班 〒104-8558 新富 2-6-1 電話 (3553) 2157 (直) FAX (3297) 0747
-----------------------------------	--

(6) そうぞくぜい けいげん 相続税の軽減

- **内容** 対象の①～⑦のいずれかにあたる方が**相続**する場合は、**年齢**より次のとおり**軽減**されます。
 - ・特別障害のとき
税額－(20万円×85歳に達するまでの年数)
 - ・特別障害ではないとき
税額－(10万円×85歳に達するまでの年数)
- **対象**
 - ①身体障害者手帳をお持ちの方
 - ②愛の手帳をお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④戦傷病者手帳をお持ちの方
 - ⑤原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方



- ⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、その障害の程度が上記①または②に準ずるとして市区町村長などの認定を受けている方
- ⑦障害のある年齢 65 歳以上の方で、その障害の程度が上記①または②に準ずるとして市区町村長などの認定を受けている方

問い合わせ

東京国税局電話相談センター
 税務署の代表電話から音声案内で 1 番を選択
 聴覚障害者用ファクシミリ
 FAX (3294) 4300 (税務相談専用)
 聴覚障害者等専用電子メール相談窓口ウェブサイト
[https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/
 input_form.html](https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/input_form.html)
 京橋税務署
 〒104-8557 中央区新富 2-6-1
 電話 (4434) 0011
 日本橋税務署
 〒103-8551 中央区日本橋堀留町 2-6-9
 電話 (3663) 8451



二次元コード

（7）贈与税の非課税

●**内容** 特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- ①特別障害者（所得税の軽減参照（130ページ））
- ②特別障害者以外の障害者のうち精神障害のある方

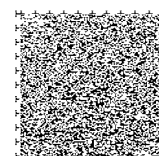
●**対象** 特定障害者の方が対象になります。

問い合わせ

東京国税局電話相談センター
 税務署の代表電話から音声案内で 1 番を選択
 聴覚障害者用ファクシミリ
 FAX (3294) 4300 (税務相談専用)
 聴覚障害者等専用電子メール相談窓口ウェブサイト
[https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/
 input_form.html](https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/input_form.html)
 京橋税務署
 〒104-8557 中央区新富 2-6-1
 電話 (4434) 0011
 日本橋税務署
 〒103-8551 中央区日本橋堀留町 2-6-9
 電話 (3663) 8451



二次元コード



(8) 関税の免除

- **内容** ①②の物品の輸入について関税が免除される場合があります。
- **対象** ①身体障害者用に特に製作された器具など
②社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品

問い合わせ 東京税関業務部 税関相談官室（税関手続などに関するご相談窓口）
〒135-8615 江東区青海 2-7-11
電話 (3529) 0700

(9) マル優制度

- **内容** 身体障害者手帳などをお持ちの方や障害年金を受給している方など、預貯金などの利子が非課税扱いとなります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

問い合わせ 金融機関（銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行など）

